

## 医療法施行規則（昭和23年11月5日厚生省令第50号）

### 第一条の二の二

法第六条の三第一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第六条の三第一項の規定により、病院、診療所又は助産所（第六章を除き、以下「病院等」という。）の管理者が当該病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表第一のとおりとする。

### 別表第一（第一条の二の二関係）

#### 第一 管理、運営及びサービス等に関する事項

##### 一 基本情報

イ 共通事項（（6）、（7）及び（8）については助産所を、（9）については歯科診療所及び助産所を除く。）

- （1） 病院等の名称
- （2） 病院等の開設者
- （3） 病院等の管理者
- （4） 病院等の所在地
- （5） 病院等の案内用の電話番号及びファクシミリの番号
- （6） 診療科目
- （7） 診療科目別の診療日
- （8） 診療科目別の診療時間
- （9） 病床種別及び届出又は許可病床数

##### ロ 助産所

- （1） 就業日
- （2） 就業時間

##### 二 病院等へのアクセス

イ 共通事項（（5）及び（6）については助産所を、（7）については歯科診療所及び助産所を、（8）については歯科診療所を除く。）

- （1） 病院等までの主な利用交通手段
- （2） 病院等の駐車場
  - （i） 駐車場の有無
  - （i i） 駐車台数
  - （i i i） 有料又は無料の別
- （3） 案内用ホームページアドレス
- （4） 案内用電子メールアドレス
- （5） 診療科目別の外来受付時間
- （6） 予約診療の有無
- （7） 時間外における対応として厚生労働大臣が定めるもの
- （8） 面会の日及び時間帯

##### ロ 助産所

- （1） 外来受付時間
- （2） 予約の有無
- （3） 助産所の業務形態として厚生労働大臣が定めるもの
- （4） 時間外における対応の有無

##### 三 院内サービス等

イ 共通事項（（1）については助産所を除く。）

- （1） 院内処方の有無
- （2） 外国人の患者の受入れ体制として厚生労働大臣が定めるもの
- （3） 障害者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの

- (4) 車椅子等利用者に対するサービス内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (5) 受動喫煙を防止するための措置として厚生労働大臣が定めるもの

ロ 病院

- (1) 医療に関する相談に対する体制の状況
  - (i) 医療に関する相談窓口の設置の有無
  - (i i) 相談員の人数
- (2) 入院食の提供方法として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 病院内の売店又は食堂（外来者が使用するものに限る。）の有無

ハ 診療所

- (1) 医療に関する相談員の配置の有無及び人数

ニ 歯科診療所

- (1) 医療に関する相談員の配置の有無及び人数

四 費用負担等

イ 共通事項（（2）（i v）及び（v）については診療所を、（2）及び（3）については歯科診療所及び助産所を除く。）

- (1) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類として厚生労働大臣が定めるもの
- (2) 選定療養
  - (i) 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額
  - (i i) 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
  - (i i i) 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
  - (i v) 「病床数が二百以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
  - (v) 「病床数が二百以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額
- (3) 治験の実施の有無及び契約件数
- (4) 電子決済による料金の支払いの可否

ロ 病院

- (1) 先進医療の実施の有無及び内容

第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項

一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス

イ 病院

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの
- (2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの
- (4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (5) 対応することができる短期滞在手術として厚生労働大臣が定めるもの
- (6) 専門外来の有無及び内容
- (7) 医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を、即時に行う診療（以下「オンライン診療」という。）の実施の有無及びその内容
- (8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無
- (9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否
- (10) 健康診査及び健康相談の実施
  - (i) 健康診査の実施の有無及び内容
  - (i i) 健康相談の実施の有無及び内容
- (11) 対応することができる予防接種として厚生労働大臣が定めるもの

- (1 2) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの
- (1 3) 対応することができる介護サービスとして厚生労働大臣が定めるもの
- (1 4) 主治医以外の医師による助言（以下「セカンドオピニオン」という。）に関する状況
  - (i) セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無
  - (i i) セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金
- (1 5) 地域医療連携体制
  - (i) 医療連携体制に関する窓口の設置の有無
  - (i i) 患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画（以下「地域連携クリティカルパス」という。）の有無
  - (i i i) 身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う医療機関の機能として厚生労働大臣が定めるもの（以下「かかりつけ医機能」という。）
  - (i v) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無
- (1 6) 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

#### ロ 診療所

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの
- (2) 保有する施設設備として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 併設する介護施設として厚生労働大臣が定めるもの
- (4) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (5) 対応することができる短期滞手術として厚生労働大臣が定めるもの
- (6) 専門外来の有無及び内容
- (7) オンライン診療の実施の有無及びその内容
- (8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無
- (9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否
- (1 0) 健康診査及び健康相談の実施
  - (i) 健康診査の実施の有無及び内容
  - (i i) 健康相談の実施の有無及び内容
- (1 1) 対応することができる予防接種として厚生労働大臣が定めるもの
- (1 2) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの
- (1 3) 対応することができる介護サービスとして厚生労働大臣が定めるもの
- (1 4) セカンドオピニオンに関する状況
  - (i) セカンドオピニオンのための診療に関する情報提供の有無
  - (i i) セカンドオピニオンのための診察の有無及び料金
- (1 5) 地域医療連携体制
  - (i) 地域連携クリティカルパスの有無
  - (i i) かかりつけ医機能
  - (i i i) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無
- (1 6) 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無

#### ハ 歯科診療所

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの
- (2) 対応することができる疾患又は治療の内容として厚生労働大臣が定めるもの
- (3) 専門外来の有無及び内容
- (4) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無
- (5) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否
- (6) 健康診査、健康相談の実施

- (i) 健康診査の実施の有無及び内容
- (i i) 健康相談の実施の有無及び内容
- (7) 対応することができる在宅医療に関する対応として厚生労働大臣が定めるもの
- (8) 地域医療連携体制
- (i) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無

## ニ 助産所

- (1) 家族付き添い室の有無
- (2) 妊産婦等に対する相談又は指導として厚生労働大臣が定めるもの

## 第三 医療の実績、結果等に関する事項

### 一 医療の実績、結果等に関する事項

#### イ 病院

- (1) 病院の人員配置
  - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
    - (i i) 外来患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
    - (i i i) 入院患者を担当する医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
  - (2) 看護師の配置状況
  - (3) 法令上の義務以外の医療安全対策
    - (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無
    - (i i) 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別
    - (i i i) 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種
    - (i v) 医療事故情報収集等事業への参加の有無
  - (v) 医療事故調査制度に関する研修（医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。以下同じ。）の管理者の受講の有無
    - (v i) 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無
  - (4) 法令上の義務以外の院内感染対策
    - (i) 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別
    - (i i) 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種
    - (i i i) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無
  - (5) 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無
  - (6) 診療情報管理体制
    - (i) 厚生労働大臣が定めるものについてのオーダリングシステムの導入の有無及び導入状況
    - (i i) ICDコードの利用の有無
    - (i i i) 電子カルテシステムの導入の有無
    - (i v) 診療録管理専任従事者の有無及び人数
  - (7) 情報開示に関する体制
    - (i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金
  - (8) 症例検討体制
    - (i) 臨床病理検討会の有無
    - (i i) 予後不良症例に関する院内検討体制の有無
  - (9) 治療結果情報
    - (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
    - (i i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
  - (10) 患者数
    - (i) 病床の種別ごとの患者数
    - (i i) 外来患者の数

- (i i i) 在宅患者の数
- (1 1) 平均在院日数
- (1 2) 患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (i i) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- (1 3) 診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無
- (1 4) 医療の評価機関として厚生労働大臣が定めるものによる認定の有無

#### ロ 診療所

- (1) 診療所の人員配置
  - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 看護師の配置状況
- (3) 法令上の義務以外の医療安全対策
  - (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無
  - (i i) 医療安全管理者の配置の有無
  - (i i i) 医療事故情報収集等事業への参加の有無
  - (i v) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無
- (4) 法令上の義務以外の院内感染対策
  - (i) 厚生労働省が実施する院内感染対策に係る全国的な調査への参加の有無
- (5) 電子カルテシステムの導入の有無
- (6) 情報開示に関する体制
  - (i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金
- (7) 治療結果情報
  - (i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無
  - (i i) 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無
- (8) 患者数
  - (i) 病床の種別ごとの患者数
  - (i i) 外来患者の数
  - (i i i) 在宅患者の数
- (9) 平均在院日数
- (1 0) 患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (i i) 患者満足度の調査結果の提供の有無
- (1 1) 診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

#### ハ 歯科診療所

- (1) 歯科診療所の人員配置
  - (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 法令上の義務以外の医療安全対策
  - (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無
  - (i i) 医療安全管理者の配置の有無
  - (i i i) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無
- (3) 法令上の義務以外の院内感染対策
  - (i) 院内感染防止対策
- (4) 情報開示に関する体制

- (i) 情報開示に関する窓口の有無及び料金
- (5) 患者数
- (i) 外来患者の数
- (6) 患者満足度の調査
- (i) 患者満足度の調査の実施の有無
- (i i) 患者満足度の調査結果の提供の有無

## ニ 助産所

- (1) 助産所の人員配置
- (i) 医療従事者のうち厚生労働大臣が定めるものの人員数
- (2) 法令上の義務以外の医療安全対策
- (i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無
- (i i) 医療安全管理者の配置の有無
- (i i i) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無
- (3) 分娩取扱数
- (4) 妊産婦等満足度の調査
- (i) 妊産婦等満足度の調査の実施の有無
- (i i) 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無
- (5) 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

## 第四 その他厚生労働大臣の定める事項